

熊本市長 大西 一史 様

熊本地震緊急申し入れ

2016年4月26日

日本共産党熊本地区委員会
委員長 重松 孝文

日本共産党熊本市議団
上野 美恵子
那須 円
山部 洋史

14日の地震発生から10日あまりが過ぎました。余震が続き、また大きな地震が来るかもしれないという不安と恐怖の中で、多くの市民は、全国的な支援を受けながら、お互いに励まし合い、助け合いながら、過酷な避難生活を送っています。初期の混乱したときと違い、現在は中長期的な立場で被災者の生活環境を整えていくことが求められています。中でも、高齢者や障がい者等の要配慮者、小さな子どもがいる世帯や外国人などについても十分な配慮が求められています。

避難しているみなさんの要望も、安定した三度の食事とともに、プライバシーの確保、入浴及び洗濯の機会確保、健康・衛生面での配慮などが切実です。

同時に、今後の住居の確保や生業について、見通しが立たない状況を一刻も早く解決したいという願いも切実です。

以上の立場に立って、提案を致しますので、今後の対策に生かしていただきたいと存じます。

1. 被害の全体像と被災者の実態を早急に把握し、今後の支援に反映させること。
 - ① 被害の全容を早急に明らかにすること。

- ② 被災者の実態について、避難所だけでなく、公園、空地、ショッピングセンター等での車中泊による避難者、また自宅にいる人も含め、すべての被災者の実態とニーズを把握すること。

2. 避難所における良好な生活環境の整備を

- ① 2016年4月15日、内閣府政策統括官・参事官より指示された「避難所の生活環境の整備等について（留意事項）」を各部署に徹底し、その内容に沿った適切な対応を取ること。具体的には、マンパワーを確保しながら、以下の点に取り組むこと。
- ・ 各避難所への情報提供に務めること。
 - ・ 簡易ベッド、畳、マット、カーペット等の整備、プライバシー確保のための間仕切りの整備、仮設洗濯場（洗濯機、乾燥機を含む）、簡易シャワー、仮設風呂等の設置、洋式の仮設トイレを増設するなど、生活環境の改善を図ること。
 - ・ 食事の提供は、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮を図るため、地域の民間事業者とも協力・連携をしながら、市の責任で適切に行うこと。
 - ・ 福祉避難所の増設を図ること。
- ② 避難所生活が長引く中、医療・保健体制を抜本的に強化することが求められています。主要な避難所には常設の医療チームを配置し、感染症防止やエコノミークラス症候群の予防対策等、健康対策を図ること。また、車中泊・在宅者も含め指定避難所以外でも、医療チームの巡回による健康チェックを行うこと。
- ③ 安全・安心・快適な避難所にするため「避難所場所開設・避難所運営マニュアル」を市職員、施設職員、地域住民代表、ボランティアなど関係者に徹底し、関係者による運営委員会（仮称）を毎日開くこと。
- ④ 行政などが発信している被災者支援に関する情報が周知できるよう避難所への掲示板を設置するなど必要な手立てをとること。
- ⑤ 被災者の要望などが、区役所、災害対策本部に届くよう情報伝達を徹底すること。
- ⑥ 機械的な避難者の締め出しを行わないよう、避難所の管理者に周知徹底すること。

3. 住まいの確保と生活の再建

- ① 応急危険度判定を一気に実施するため、全国的支援を受け判定士を確保すること。また、判定を要請する窓口の電話回線（建築指導課）がパンクし、ここ数日大変つながりにくい状況が放置されています。電話回線を増設し、連絡先を市民に周知すること。
- ② 被災者生活再建支援制度による支援金（現行は、全壊で基礎支援金100万円、加算支援金200万円）の抜本的な拡充を国に対して求めること。同時に、県と市で上乗せすること。
- ③ 自宅に戻ることができない被災者のために、公営住宅、特優賃住宅、民間住宅借り上げなどで必要な住居を直ちに確保すること。仮設住宅の建設については、地域のコミュニティーをなるべく壊さないように配慮して、心的ストレスが最大限軽減できるよう、立地場所や建築物について検討すること。壊滅的被害を受けた益城町、御船町などから「熊本市でも受け入れをしてほしい」との要望が強くなっていることも考慮して、仮設住宅対策を立てること。
- ④ 災害住宅リフォーム助成制度を創設し、住宅再建に向けた支援を強めること。
- ⑤ 地震によって壊された店舗や事業所を再開するために、融資制度を上乗せすること。
- ⑥ 企業の倒産や事業休止などによる失業者対策を図ること。
- ⑦ 全ての被災者に、行政などが発信している様々な情報が周知できるよう手立てをとること。広報車も出して、細やかに伝えること。
- ⑧ 生活保護受給者が、新たな住居を探す際には、減額前の住宅扶助額を基準とし、住居確保を支援すること。
- ⑨ 地震災害に対する子どもたちの心的ストレスに対応できるようスクールカウンセラーの配置を充実し、様々な不安や悩みに対応できるよう手立てをとること。
- ⑩ 罹災証明の手続き、住宅支援に関する申請、片づけボランティア等の申し込みなど、移動手段や連絡手段を持っていない高齢者等について、速やかな申請ができるよう援助すること。生活再建に向けた様々な支援制度の周知を図るとともに、支援制度の申請窓口やワンストップ相談窓口を区役所だけでなく、総合出張所、出張所に設置すること。
- ⑪ 「罹災証明」は家屋に限定されており、今回とくに被害が大きかった家財に

関する「被災証明」も発行すること。

- ⑫ 災害救助法による救助について、被害状況等によっては「一般基準」では対応できない場合もあることから、特別基準を柔軟に設定すること。

4. その他

- ① 学校給食費を集めることに難儀しており、4月分については免除すること。
- ② ゴミステーションには災害ゴミがあふれ、通行の妨げとなっている個所もあります。抜本的に体制拡充を図り、早急に回収を行うこと。